



鳥取県公報

平成16年3月30日(火)
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(8) (給与課)..... 1
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(9) ()..... 7

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第8号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応す

る同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組	織	職	区 分	組	織	職	区 分
		<u>部長（産業技術センター及び農業 高等学校の部長を除く。）</u> 防災監（人事委員会が承認した ものに限る。） <u>文化観光局の局長（人事委員会 が承認したものに限る。）</u> 理 事 監 防 災 監	1 種			部 長 防災監（人事委員会が承認した ものに限る。） 理 事 監 防 災 監 次 長	1 種
		副 出 納 長 局 長 県民室の室長（人事委員会が承 認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。） <u>産業技術センターのセンター長 （人事委員会が承認したものに 限る。）</u> <u>農業高等学校の校長（人事委員会 が承認したものに限る。）</u> 参 事 監	2 種			副 出 納 長 局 長 県民室の室長（人事委員会が承 認したものに限る。） 工事検査室の室長（人事委員会 が承認したものに限る。） 参 事 監	2 種

本 庁	行政監察監 課長(産業技術センター及び農 業大学の課長を除く。)	3 種	本 庁	行政監察監 課長	3 種
	県民室の室長 福利厚生室の室長 工事検査室の室長 協働推進室の室長 国内交流推進室の室長 産業技術センターのセンター長、 次長、部長及び所長 農業大学の校長、次長及び部長 会計管理室の室長 審査指導室の室長 出納室の室長 集中化推進室の室長			県民室の室長 工事検査室の室長 協働推進室の室長 国内交流推進室の室長	
営繕室の室長 給与管理室の室長 市町村税制支援室の室長 分権推進室の室長 鳥取砂丘室の室長 自然エネルギー推進室の室長 水環境室の室長 環境産業育成室の室長 企画推進室の室長 産学官連携推進室の室長 企業立地推進室の室長 雇用政策室の室長	集中化推進室の室長 営繕室の室長 福利厚生室の室長 分権推進室の室長 介護保険室の室長 自然エネルギー推進室の室長 下水道室の室長 企画推進室の室長 産学官連携推進室の室長 企業立地推進室の室長 雇用政策室の室長		4 種	4 種	

知事の事務部局	普及技術指導室の室長 地産地消推進室の室長 農村整備企画室の室長 林産振興室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長			
	高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長			
	略			
	略			
	自治研修所	略		
		所長 次長	3	種
		主任教授	5	種
	略			
	皆成学園	園長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
		園長	3	種
		所長	4	種
	略			
	皆生小児療育セン	略 部長（事務部の部長に限る。）	3	種
知事の事務部局	普及技術指導室の室長 地産地消推進室の室長 農村整備企画室の室長			
	林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長			
	高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長 指導検査室の室長			
	略			
	略			
	自治研修所	略		
		所長 次長	3	種
	略			
	皆成学園	園長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
		園長	3	種
	略			
	皆生小児療育セン	略 事務長	3	種

ター	副 院 長		5 種
	総 看 護 師 長		
略			
鳥取看護専門学校	事 務 長		3 種
倉吉総合看護専門学校	次長（人事委員会が承認したものに限る。） 事務長（人事委員会が承認したものに限る。）		3 種
略			
消費生活センター	所 長		3 種
産業技術センター	センター長（人事委員会が承認したものに限る。）		2 種
	セ ン タ ー 長 次 長 部 長 所 長		3 種
略			
中小家畜試験場	場 長		3 種
農 業 大 学 校	校長（人事委員会が承認したものに限る。）		2 種
	校 長 次 長 部 長		3 種

地方
機関

ター	副 院 長		5 種
	部長（看護部の部長に限る。）		
略			
鳥取看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。）		3 種
倉吉総合看護専門学校	副校長（人事委員会が承認したものに限る。） 事務長（人事委員会が承認したものに限る。） 次長（人事委員会が承認したものに限る。）		3 種
略			
消費生活センター	所 長		3 種
略			
中小家畜試験場	場 長		3 種

地方
機関

		略			
		栽培漁業センター	所	長	3 種
		とっとり賀露かっこ館	館	長	3 種
		略			
		消防学校	校副校長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	3 種
略					
				次	長
				課	長
				教育企画室の室長	2 種
				障害児教育室の室長	3 種
				高校改革推進室の室長	4 種
				妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)	
				全国生涯学習フェスティバル推進室の室長	
				全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の室長	
		略			

		略			
		栽培漁業センター	所	長	3 種
		とっとり賀露かっこ館	館	長	3 種
		略			
		消防学校	校副校長(人事委員会が承認したものに限る。)	長	3 種
略					
				次	長
				課	長
				教育企画室の室長	2 種
				障害児教育室の室長	3 種
				高校改革推進室の室長	4 種
				妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長(人事委員会が承認したものに限る。)	
				全国生涯学習フェスティバル推進室の室長	
				全国スポーツ・レクリエーション祭準備室の室長	
		略			

略

教育委員会事務局及び教育機関

略

教育委員会事務局及び教育機関

地方 機 関	教育事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
		所長	3	種
		妻木晩田遺跡 現地事務所	所長	3
略				
略				

教育事務所	所長（人事委員会が承認したものに限る。）	2	種
	所長	3	種
	所		
略			
略			

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後

別表（第2条関係）

	機 関	職 員
	略	
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	<p>部長（産業技術センター及び農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（防災危機管理課情報システム管理室及び産業技術センターの室長を除く。） センター長 校長 参事 秘書 医長 課長 補佐 室長補佐 主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 職員課人材活用担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課人材評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課給与管理室室員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）</p>
	略	

改 正 前

別表（第2条関係）

	機 関	職 員
	略	
知 事 の 事 務 部 局	本 庁	<p>部長 理事監 防災監 次長 参事監 局長 行政監察監 課長 室長（消防課消防防災情報室の室長を除く。） 参事 秘書 医長 課長 補佐 室長補佐 主幹（職員課及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。） 財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹（職員課及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 職員課人事担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課育成・評価担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 職員課給与担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。） 行政経営推進課改革推進担当の職員（主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。）</p>
	略	

皆成学園		園長 次長
皆生小児療育センター		院長 副院長 事務長 総看護師長
略		
鳥取看護専門学校		校長 事務長
倉吉総合看護専門学校		校長 次長 事務長
略		
男女共同参画センター		事務局長
略		
産業技術センター		センター長 次長 総務課長
略		
中小家畜試験場		場長 総務課長
農業大学校		校長 次長
略		
栽培漁業センター		所長 総務課長 船長
略		
出納局		副出納長 出納局長 課長 室長 課長補佐
		出納課出納係長
教育委員会事務局	本 庁	教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員(人事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。)
教育委員会事務局	本 庁	教育長 次長 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課人事文書係長 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課給与係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事奨学係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課人事文書係員(人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。) 教育総務

皆成学園		園長 次長 所長
皆生小児療育センター		院長 副院長 事務部長 看護部長
略		
鳥取看護専門学校		校長 副校長
倉吉総合看護専門学校		校長 副校長 事務長 次長
略		
男女共同参画センター		事務局長
略		
中小家畜試験場		場長 総務課長
略		
栽培漁業センター		所長 総務課長 船長
とっとり賀露かっこ館		館長
略		
出納局		副出納長 出納局長 室長 室長補佐 出納室
		出納担当の副主幹
教育委員会事務局	本 庁	教育長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課学事係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員(人事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。)

		<p>課教育企画室室員（企画に関する事務を行う室員に限る。） <u>小中学校課給与係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</u> 小中学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。） <u>小中学校課障害児教育室室員（人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。）</u> 高等学校課学事奨学係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。） 高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</p>
	教育事務所	<p>所長 次長 学事係長 学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</p>
教育機関	略	
	博物館	<p>館長 副館長 管理課長</p>
	略	
略		
備考 略		

		<p>教育総務課教育企画室室員（企画に関する事務を行う室員に限る。） <u>小中学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</u> <u>障害児教育室室員（人事関係の企画に関する事務を行う室員に限る。）</u> <u>高等学校課学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</u> 高等学校課管理係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</p>
地方機関	教育事務所	<p>所長 次長 学事係長 学事係係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）</p>
	妻木晩田遺跡現地事務所	<p>所長</p>
教育機関	略	
	博物館	<p>館長 副館長 総務課長</p>
	略	
略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。